

草津市屋外広告物条例

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置ならびにこれらの維持について必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、および風致を維持し、ならびに公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 屋外広告物 法第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- (2) 掲出物件 法第2条第2項に規定する掲出物件をいう。

(禁止広告物)

第3条 何人も、屋外広告物（以下「広告物」という。）または掲出物件のうち、次に掲げるものを表示し、または設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、たい色し、または塗料等のはく離したものの
- (2) 著しく破損し、または老朽化したものの
- (3) 倒壊または落下のおそれがあるものの
- (4) 信号機または道路標識等に類似し、またはこれらの効用を妨げるようなものの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(禁止物件)

第4条 何人も、次に掲げる物件（以下「禁止物件」という。）に広告物を表示し、または掲出物件を設置してはならない。

- (1) 橋りょう、トンネル、高架構造物および分離帯
- (2) 街路樹および路傍樹ならびにこれらの支柱
- (3) 彫像および記念碑の類
- (4) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物および同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- (5) 公用または公共用の石垣、擁壁の類
- (6) 郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所および路上変電塔

- (7) 信号機、道路標識および交通安全施設、駒止めの類ならびに里程標の類
 - (8) 消火栓、防火水槽およびその防護さく、火災報知機ならびに火の見やぐら
 - (9) 送電用鉄塔、送受信塔および照明塔
 - (10) 煙突、ガスタンク、水道タンクその他のタンク類
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めて規則で定める物件
- 2 何人も、道路の路面には、広告物を表示してはならない。
- 3 何人も、電柱、街灯柱その他電柱の類には、はり紙、はり札、立看板もしくは広告旗またはこれらに類するものを表示してはならない。

(禁止地域)

第5条 何人も、次に掲げる地域または場所（以下「禁止地域」という。）に広告物を表示し、または掲出物件を設置してはならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区および伝統的建造物群保存地区（市長が指定する区域を除く。）
- (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条の規定により指定された建造物の周囲で市長が指定する区域および同法第109条第1項もしくは第2項または第110条第1項の規定により指定され、または仮指定された地域のうち市長が特に指定する区域
- (3) 滋賀県文化財保護条例（昭和31年滋賀県条例第57号）第4条第1項の規定により指定された建造物の周囲で市長が指定する区域および同条例第34条第1項の規定により指定された地域のうち市長が特に指定する区域
- (4) 草津市文化財保護条例（昭和53年草津市条例第8号）第4条第1項の規定により指定された建造物の周囲で市長が指定する区域および同条例第37条第1項の規定により指定された地域のうち市長が特に指定する区域
- (5) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項の規定により指定された琵琶湖国定公園の特別地域
- (6) 景観計画（景観法第8条第1項の規定に基づき定められたものをいう。）の区域のうち市長が特に指定する区域
- (7) 鉄道、軌道、索道および道路のうち市長が特に指定する区間ならびにこれらの区間に接続する地域のうち市長が特に指定する区域

(8) 古墳および墓地

(9) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園および社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第2項第7号に規定する政令で定める公園または緑地

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するため必要があると認めて指定する区域

（許可）

第6条 前3条の規定により広告物を表示し、または掲出物件を設置することが禁止される場合を除くほか、広告物を表示し、または掲出物件を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

（広告規制型景観形成地区）

第7条 市長は、良好な景観を保全または創出することが特に必要な区域を、広告規制型景観形成地区として指定することができる。

2 市長は、前項の指定をしたときは、当該広告規制型景観形成地区における広告物の表示または掲出物件の設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

3 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 広告物の表示および掲出物件の設置に関する基本的な考え方

(2) 広告物および掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

4 広告規制型景観形成地区における前条の許可の基準（以下「広告規制型景観形成地区の基準」という。）を定めるときは、基本方針に基づくものとする。

5 広告規制型景観形成地区において、広告物を表示し、または掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。ただし、前条または次条第3項の規定により市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

6 前項の規定による届出をしようとする者は、当該広告規制型景観形成地区の基準に適合するよう努めなければならない。

7 市長は、第5項の規定による届出があった場合において、当該広告規制型景観形成地区の基準に照らして必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言または勧告をすることができる。

- 8 市長は、広告規制型景観形成地区の基準を推奨する区域を推奨基準適用地区として指定することができる。
- 9 市長は、前項の規定により推奨基準適用地区を指定したときは、当該推奨基準適用地区に推奨する広告規制型景観形成地区の基準（以下「推奨基準適用地区で推奨される基準」という。）を定めるものとする。
- 10 市長は、基本方針を定め、もしくは変更したとき、推奨基準適用地区を指定したときまたは推奨基準適用地区で推奨される基準を定め、もしくは変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

（適用除外）

第8条 次に掲げる広告物または掲出物件については、第4条から第6条および前条第5項の規定は、適用しない。

- (1) 法令の規定により表示する広告物またはその掲出物件
 - (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等またはその掲出物件
 - (3) 非常災害その他緊急の必要がある場合に表示する広告物またはその掲出物件
 - (4) 第4条第1項第4号に規定する景観重要建造物に表示する広告物で、当該景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成すると認められるもの
 - (5) 第4条第1項第9号および第10号に掲げる物件にその所有者または管理者が自己の氏名、名称、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するための広告物で、規則で定める基準に適合するもの
 - (6) 前号に掲げるもののほか、第4条第1項各号に掲げる物件に、その所有者または管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物またはその掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
 - (7) 前2号に掲げるもののほか、第4条第1項第10号に掲げる物件に表示する広告物で周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないもの
 - (8) 公益上必要な施設または物件で寄贈者名等を表示するもののうち、規則で定める基準に適合するもの
- 2 次に掲げる広告物または掲出物件については、第5条、第6条および前条第5項の規定は、適用しない。

- (1) 自己の氏名、名称、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するため自己の住所または事業所、営業所もしくは作業場に表示する広告物またはその掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地または物件に管理上の必要に基づき表示する広告物またはその掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (3) 冠婚葬祭または祭礼等のため慣例上一時的に表示する広告物またはその掲出物件
- (4) 講演会、講習会、展覧会、音楽会その他の催物のため、当該開催期間中その会場の敷地内に表示する広告物またはその掲出物件
- (5) 建設工事について表示される広告物もしくはその掲出物件で当該工事期間中に表示されるものまたは工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないもの
- (6) 人、動物または車両、船舶等移動するものに表示する広告物
- (7) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物
- (8) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による届出を行った政党その他の政治団体が表示する立看板、広告旗、はり紙もしくははり札もしくはこれらに類する広告物またはその掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (9) 表示または設置の日および当該日から14日以内に自ら除却する旨ならびに責任者の住所、氏名および連絡先を明示して表示する広告物またはその掲出物件

3 次に掲げる広告物または掲出物件については、市長の許可を受けて表示し、または設置する場合に限り、第5条の規定は、適用しない。

- (1) 自己の氏名、名称、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するため自己の住所または事業所、営業所もしくは作業場に表示する広告物またはその掲出物件で、第1項第5号および前項第1号に掲げるもの以外のもの
- (2) 道標、案内図板その他公共的目的を持った広告物もしくは公衆の利便に供することを目的とする広告物またはその掲出物件

4 国または地方公共団体が表示する広告物またはその掲出物件（第1項または第2項の規定の適用を受けるものを除く。）については、第4条から第6条および前条第5項の規定は、適用しない。この場合において、国または地方公共団体は、当該広告物またはその掲出物件を表示し、または設置しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に通知しなければならない。

5 市長が別に定める公共的団体が公共的目的をもって表示する広告物またはその掲出物件（第1項または第2項の規定の適用を受けるものを除く。）については、第4条から第6条および前条第5項の規定は、適用しない。この場合において、当該公共的団体は、当該広告物またはその掲出物件を表示し、または設置しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

（経過措置）

第9条 一の物件が禁止物件となった際または一の地域もしくは場所が禁止地域となった際現に当該物件または地域もしくは場所に適法に表示され、または設置されている広告物または掲出物件については、当該物件が禁止物件となった日または当該地域もしくは場所が禁止地域となった日から3年間は、第4条および第5条の規定は、適用しない。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があった場合において、その期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

（許可の申請）

第10条 第6条または第8条第3項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 許可を受けようとする者の住所および氏名（法人にあっては、その事務所の所在地ならびに名称および代表者の氏名）

(2) 広告物または掲出物件を管理する者（以下「管理者」という。）の住所および氏名（法人にあっては、その事務所の所在地ならびに名称および代表者の氏名。第15条第1項第2号において同じ。）

(3) その他規則で定める事項

2 建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認を受けた広告物または掲出物件を表示し、または設置する場合の管理者は、滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号。以下「県条例」という。）第25条第1項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

（許可の期間および条件）

第11条 市長は、第6条または第8条第3項の規定による許可をする場合においては、許可の期間（以下「許可期間」という。）を定めるほか、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2 許可期間は、3年を超えることができない。ただし、市長は、第6条または第8条第3項の規定による許可をする場合において、次の各号のいずれかに該当するものについては、6年を超えない範囲で許可期間を定めることができる。

(1) 第7条第1項に規定する広告規制型景観形成地区の区域内にあって、当該区域に係る広告規制型景観形成地区の基準に適合するもの

(2) 第7条第8項に規定する推奨基準適用地区の区域内にあって、当該区域に係る推奨基準適用地区で推奨される基準に適合するもの

(許可の基準)

第12条 第6条または第8条第3項の規定による広告物の表示または掲出物件の設置についての許可の基準は、規則で定める。

2 市長は、広告物の表示または掲出物件の設置が前項の許可の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認められるときは、草津市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて許可することができる。

(完了届)

第13条 第6条または第8条第3項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物の表示または掲出物件の設置に関する工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(変更届)

第14条 第6条または第8条第3項の規定により許可を受けて広告物を表示し、または掲出物件を設置している者（以下「表示者等」という。）は、第10条第1項第1号および第2号に規定する事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(表示)

第15条 表示者等は、第6条または第8条第3項の規定による許可を受けた広告物または掲出物件（以下「許可広告物等」という。）の見やすい箇所に次に掲げる事項を表示しなければならない。

(1) 許可番号および許可期間

(2) 管理者の住所および氏名

2 前項の場合において、許可広告物等に規則で定める許可証票をはりつけたときは、同項の表示を省略することができる。

3 第6条または第8条第3項の許可を受けてはり紙を表示しようとする者は、前2項の規定にかかわらず、はり紙に規則で定める許可印の打刻を受けなければならない。

(変更および継続の許可)

第16条 表示者等は、許可広告物等について改装（色彩の変更を含む。以下同じ。）または改造をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な改装または改造については、この限りでない。

2 表示者等は、許可期間の満了後継続して当該許可広告物等を表示し、または設置しようとするときは、当該許可期間の満了の日の10日前までに市長に申請し、その許可を受けなければならない。

3 前項の許可の申請があった場合において、許可期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、第2項の許可がされたときは、その許可期間は、従前の許可期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 第1項および第2項の許可については、第10条から前条まで（第2項の許可については、第13条を除く。）の規定を準用する。

(管理義務)

第17条 広告物を表示し、もしくは掲出物件を設置する者またはこれらを管理する者は、これらに関し、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(除却義務)

第18条 広告物を表示し、もしくは掲出物件を設置する者またはこれらを管理する者は、許可期間が満了したとき、次条の規定により許可が取り消されたとき、または広告物の表示もしくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、許可期間が満了した日、次条の規定により許可が取り消されたことを知った日または広告物の表示もしくは掲出物件の設置が必要でなくなった日から10日以内に当該広告物または掲出物件を除却しなければならない。第9条に規定する広告物または掲出物件について、同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。

2 前項の規定により許可広告物等を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第6条、第8条第3項または第16条第1項もしくは第2項の規定による許可を取り消すことができる。

- (1) 表示者等が次条の規定による市長の命令に従わず、許可広告物等(第16条第1項または第2項の規定による許可に係る広告物または掲出物件を含む。)が、景観もしくは風致を著しく害し、もしくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき。
- (2) 第10条第1項(第16条第5項において準用する場合を含む。)に規定する申請書に虚偽の記載があったとき。
- (3) 第11条第1項(第16条第5項において準用する場合を含む。)の規定による条件に違反したとき。
- (4) 第14条(第16条第5項において準用する場合を含む。)の規定による届出を怠ったとき。
- (5) 第15条(第16条第5項において準用する場合を含む。)の規定による表示をしなかったとき。

(違反に対する措置)

第20条 この条例またはこの条例に基づく規則に違反した広告物または掲出物件があるときは、市長は、当該広告物を表示し、もしくは掲出物件を設置する者またはこれらを管理する者に対して、当該広告物の表示もしくは掲出物件の設置の停止を命じ、または5日以上の期限を定め、当該広告物もしくは掲出物件の改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

(略式の代執行手続)

第21条 市長は、前条の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、もしくは掲出物件を設置する者またはこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、またはその命じた者もしくは委任した者に行わせることができる。この場合において、掲出物件を除却するときは、5日以上の期限を定め、その期限までにこれを除却すべき旨およびその期限までに除却しないときは、市長またはその命じた者もしくは委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

(違反広告物である旨の表示等)

第22条 市長は、第20条の規定により措置を命じた場合において、当該命令を受けた者が期限を経過してもこれに従わないときは、規則で定めるところにより、当該広告物または掲出物

件はこの条例に違反する旨の表示をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定による表示をした場合において、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該命令を受けた者の氏名および住所（法人にあつては、その名称および代表者の氏名ならびに事務所の所在地）ならびに当該命令に係る広告物が表示され、または掲出物件が設置されている場所その他必要と認める事項を公表することができる。

（保管広告物等を保管した場合の公示）

第23条 市長は、法第8条第1項の規定により広告物または掲出物件を保管したときは、当該保管する広告物または掲出物件（以下「保管広告物等」という。）の所有者、占有者その他当該保管広告物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に対し当該保管広告物等を返還するため、速やかに次に掲げる事項を公示しなければならない。

- (1) 保管広告物等の種類および数量
- (2) 保管広告物等を除却した場所および日
- (3) 保管広告物等の保管を始めた日および保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管広告物等を返還するため必要と認められる事項

- 2 前項の規定による公示の方法は、規則で定める。

- 3 市長は、第1項の規定による公示を行うほか、保管広告物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを関係者の閲覧に供さなければならない。

（保管広告物等の売却）

第24条 市長は、保管広告物等が滅失し、もしくは破損するおそれがあるとき、または前条第1項の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物もしくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該保管広告物等を返還することができない場合において、当該保管広告物等の価額に比し、その保管に不相当な費用もしくは手数を要するときは、当該保管広告物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日
- (2) 特に貴重な広告物または掲出物件 3月
- (3) 前2号に掲げる広告物または掲出物件以外の広告物または掲出物件 2週間

- 2 前項の保管広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該保管広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該保管広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。

3 第1項の規定による保管広告物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない保管広告物等その他競争入札に付することが適当でないと思われる保管広告物等については、随意契約により売却することができる。

4 前3項に定めるもののほか、保管広告物等の売却に関し必要な事項は、規則で定める。

(保管広告物等の返還)

第25条 市長は、保管広告物等（前条第1項の規定により売却した代金を含む。以下この条において同じ。）を当該保管広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名および住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該保管広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

(立入検査)

第26条 市長は、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、その命じた者に広告物もしくは掲出物件の存する土地および建物に立ち入らせ、広告物もしくは掲出物件を検査させ、または関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(処分、手続等の効力の承継)

第27条 広告物を表示し、もしくは掲出物件を設置する者またはこれらを管理する者について変更があった場合においては、この条例またはこの条例に基づく規則の規定によって従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

(手数料)

第28条 この条例の規定により許可を受けようとする者は、草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第4号）に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法第6条第1項の規定による届出を行った政党その他の政治団体が立看板、広告旗、は

り紙もしくははり札もしくはこれらに類する広告物またはその掲出物件を表示し、または設置するための許可を受けようとするときは、この限りでない。

(審議会への諮問)

第29条 市長は、次に掲げる場合においては、審議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 第4条第1項第11号の規則を制定し、改正し、または廃止しようとするとき。
- (2) 第5条の規定による指定をし、またはこれを変更しようとするとき。
- (3) 第7条第2項の基本方針または第8条第1項および第2項ならびに第12条第1項に規定する基準を定め、またはこれらを変更しようとするとき。

(告示)

第30条 市長は、第5条および第7条第1項の規定による指定をし、またはこれを変更したときは、その内容を告示しなければならない。

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第32条 第20条の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条から第6条までの規定に違反して広告物を表示し、または掲出物件を設置した者
- (2) 第16条第1項の規定に違反して許可広告物等を改装し、または改造した者

3 第26条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第33条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても同条の罰金刑を科する。

(適用上の注意)

第34条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前になされた県条例の規定による申請であつて施行日以後に許可期間が開始されるものについては、施行日においてこの条例の規定によりなされた申請とみなす。

2 施行日前に県条例の規定に基づきなされた許可で施行日の前日において当該許可の期間の満了の日（以下「満了日」という。）が到来していないもの（以下「旧許可」という。）については、施行日から満了日までの期間は、この条例の規定による許可とみなす。

3 前項の規定の適用を受けて適法に表示されることとなる広告物または設置されることとなる掲出物件であつて第12条第1項の基準に適合していないものに係る施行日以後最初に行う第16条第2項の規定による申請（本条第1項の規定より第16条第2項の申請とみなされるものを含む。）および許可については、第12条第1項の規定にかかわらず、当該広告物または掲出物件の旧許可に係る基準を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における第16条第2項による許可の期間の満了の日までに、別に定めるところにより、前項の規定の適用を受けている広告物または掲出物件を第12条第1項の基準に適合させる改修、除却その他の措置をとることを記載した計画書の提出があり、市長が相当と認めるときは、第16条第2項の規定は、この条例の施行日から起算して7年を経過する日までの間、適用しない。

(草津市手数料条例の一部改正)

第3条 草津市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第29項中「滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号）」を「草津市屋外広告物条例（平成24年草津市条例第16号）」に改める。